



平成 28 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 日本合成化学工業株式会社
 代表者名 取締役社長 木村 勝美
 (コード：4201、東証第一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員
 総務人事部長 高橋 恵一
 電話番号 06-7711-5400

支配株主である三菱化学株式会社及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH) による当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の支配株主（親会社）である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH)（以下「三菱化学ヨーロッパ」といい、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパを総称して「公開買付者ら」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該取締役会決議は、公開買付者らが本公開買付け及びその後の一連の手続により当社の株主を公開買付者らのみとすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者らの概要

(1) 三菱化学の概要

(1) 名 称	三菱化学株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 取締役社長 石塚 博昭
(4) 事 業 内 容	①基礎石化製品、化成品の製造・販売、②合成樹脂等の製造・販売、③電子関連製品、情報機材の製造・販売、④電池材料、精密化学品の製造・販売、⑤炭素製品の製造・販売等
(5) 資 本 金	50,000 百万円（平成 28 年 8 月 5 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	昭和 25 年 6 月 1 日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社三菱ケミカルホールディングス 100%
(8) 当社と三菱化学の関係	
資 本 関 係	三菱化学は、本日現在、当社株式 50,154,159 株（所有割合 51.49%）を保有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の取締役 1 名が三菱化学の役職員を兼務しております。
取 引 関 係	当社と三菱化学との間には、三菱化学による当社に対する原料品の販売に関する取引があります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	三菱化学は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたします。

(2) 三菱化学ヨーロッパの概要

(1) 名 称	Mitsubishi Chemical Europe GmbH
(2) 所 在 地	ドイツ連邦共和国、40549 デュッセルドルフ、ウィルシュテッター通り 30 (Willstaetterstr. 30, 40549 Duesseldorf, Germany)
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 仙波 靖雄
(4) 事 業 内 容	欧州市場のマーケティング及び営業
(5) 資 本 金	1,022,583.76 ユーロ (平成28年8月5日現在)
(6) 設 立 年 月 日	平成元年10月9日
(7) 大株主及び持株比率	三菱化学 100%
(8) 当社と三菱化学ヨーロッパの関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、金910円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けについて、慎重に協議し、検討した結果、後記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」記載の根拠及び理由から、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

三菱化学は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社株式 50,154,159 株（所有割合（注1）51.49%）を所有しており（当該三菱化学が所有する当社株式を、以下「三菱化学所有株式」といいます。）、当社を連結子会社としております。

（注1）「所有割合」とは、当社が平成28年8月4日に提出した第134期第1四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の当社の発行済株式総数（98,369,186株）から、当社が平成28年7月28日に公表した平成29年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）に記載された平成28年6月30日現在の当社が所有する自己株式数（972,278株）を控除した株式数（97,396,908株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

公開買付者らは、平成28年8月5日付で、共同買付契約書（以下「本共同買付契約」といいます。）を締結し、本共同買付契約に基づき、当社の非上場化を目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決定し

たとのことです。具体的には、三菱化学は取締役会において、三菱化学ヨーロッパは取締役2名の全員一致によって、平成28年8月4日に本取引を承認した上で、平成28年8月5日に公開買付者らの完全親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）の経営会議（注2）にて承認を得たとのことです。

（注2）執行役社長、執行役及び主要な直接出資子会社の取締役社長で構成し、月2回程度開催する会議体とのことです。執行役社長の意思決定を補佐するための機関として設けており、三菱ケミカルホールディングス及び三菱ケミカルホールディングスグループ（後記「②公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」にて定義します。）の経営に関する重要な事項（投融资等の重要な業務執行、コンプライアンス、リスク管理、環境安全、人権啓発、社会貢献等）について審議し、その審議を経て執行役社長が意思決定することとしているとのことです。以下同じです。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行うとのことです。なお、公開買付者らは、本取引を通じて、当社に対する三菱化学の議決権保有比率を95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を5%とすることを想定しており、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が5%になるまでの数（4,869,846株）の当社株式については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の当社株式については、全て三菱化学が買付け等を行うとのことです。公開買付者らは、本取引により当社を非上場化する方針であり、本公開買付けによって、公開買付者らが当社株式の全て（三菱化学所有株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施する予定とのことです。詳細については、後記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

② 公開買付者らが本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

三菱化学は、平成6年10月に、三菱化成株式会社（昭和9年8月設立、昭和25年6月東京証券取引所上場）及び三菱油化株式会社（昭和31年4月設立及び東京証券取引所上場）が合併し、発足いたしております。その後、平成17年10月に、三菱化学は、同社の子会社である三菱ウェルファーマ株式会社と共同で、株式移転により両社の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスを設立したことに伴い、上場廃止となりました。本日現在、三菱化学は、三菱ケミカルホールディングス並びにその子会社581社（平成28年3月31日現在。以下の関連会社の数についても同じです。）及び関連会社168社から構成される企業集団（以下「三菱ケミカルホールディングスグループ」といいます。）の6事業会社（三菱化学、田辺三菱製薬株式会社、三菱樹脂株式会社（以下「三菱樹脂」といいます。）、三菱レイヨン株式会社（以下「三菱レイヨン」といいます。）、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社）の内の1社で、広範囲にわたる製品及び技術を提供している、連結売上高約1.7兆円（平成28年3月期）を有する総合化学メーカーです。三菱化学は、機能商品分野においては、記録材料（光記録メディア等）、電子関連製品（ディスプレイ材料、半導体向け精密洗浄等）、情報機材（OPC及びトナー）を主要な製品群とする情報電子事業、及び食品機能材（乳化剤等）、電池材料（リチウムイオン電池の電解液、負極材等）、精密化学品（イオン交換樹脂等）、無機化学品（合成石英粉等）を主要な製品群とする機能化学事業を、素材分野においては、基礎石化製品・化成品（エチレン、プロピレン等）、炭素製品（コークス等）及び合成樹脂（ポリオレフィン、フェノール・ポリカーボネートチェーン等）の製造・販売に関する事業を行っております。

三菱化学の欧州子会社である三菱化学ヨーロッパは、昭和36年2月に三菱化学（当時の商号：三菱化成工業株式会社）のデュッセルドルフ事務所として設置され、その後平成元年にドイツにおける有限会社として設立されました。本日現在、三菱化学のみならず、三菱ケミカルホールディング

スグループ企業の製品輸入販売を主要事業とするほか、ポリカーボネート事業（高機能プラスチックの原材料の販売に関する事業）、欧州エリアの市場調査・情報収集に加え、ドイツのデュッセルドルフの三菱ケミカルホールディングスグループ企業から経理、人事等の管理事務を受託しており、三菱ケミカルホールディングスグループ全体における欧州エリアでの重要な機能を担っております。

三菱化学の親会社である三菱ケミカルホールディングスは、平成 27 年 12 月に「収益性の向上、イノベーションの追求、サステナビリティへの貢献を通じて真にグローバルな『THE KAITEKI COMPANY』としての基盤を確立する」を平成 32 年のあるべき姿として掲げ、平成 29 年 3 月期から平成 33 年 3 月期の 5 年間を実行期間とする新中期経営計画『APTSIS 20』を策定しております。当該中期経営計画においては、以下を成長への基本方針とし、グループ間のシナジー追求や資本構成の最適化を視野に、国内、海外事業の収益性強化をめざしております。

- i) ポートフォリオマネジメントを通じた持続的成長と収益力強化
- ii) 海外事業の収益性強化
- iii) 新エネルギー事業の早期収益化
- iv) グループの協奏・インテグレーション促進
- v) 化学系 3 事業会社統合による競争力強化

このうち、化学系 3 事業会社の統合につきましては、三菱ケミカルホールディングスが平成 27 年 7 月より検討を開始した結果として、三菱ケミカルホールディングスの連結子会社である三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイヨンが、平成 29 年 4 月 1 日をもって統合する予定とのことです。三菱樹脂は、連結売上高約 4,800 億円（平成 28 年 3 月期）を有し、機能商品分野において、高機能フィルム、環境・生活資材、高機能成形材・部品事業を行っております。三菱レイヨンは、連結売上高約 5,500 億円（平成 28 年 3 月期）を有し、機能商品分野においては、繊維、炭素繊維、水環境事業、素材分野においては、化成品・樹脂事業（主として MMA（メタクリル酸メチル）事業）を行っております。

三菱ケミカルホールディングスグループは、三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイヨンの化学系 3 社の事業が今後も勝ち残り、発展していくためには、従来の枠組みにとらわれず、3 社が持つ事業ユニット、技術プラットフォーム、販売チャネル、重複する組織・機能を再編成・統合することにより、人、技術、情報等の経営資源を最大限に活用して、事業の成長とグローバル展開を加速していくことが必要と判断しております。その中でも、三菱化学及び当社共通の事業分野である機能商品分野においては、新中期経営計画（APTSIS 20）の中で、協奏・インテグレーションにより成長を加速し、引き続き高機能・高付加価値製品、ソリューション事業の拡大をグローバルベースに推進することを方針として掲げております。

一方、当社は、昭和 2 年に合成酢酸の生産を目的に設立され、昭和 24 年 5 月に東京証券取引所に上場いたしました。本日現在、当社は、機能性樹脂、機能性フィルム、情報電子材料、粘・接着樹脂、ファインケミカル製品、工業薬品等の製造・加工・販売を主な事業内容としております。主な製品群としては、コア製品である光学用途の「OPL フィルム」（注 1）、EVOH 樹脂「ソアノール」（注 2）の他、今後、第三の柱群として成長が期待される水溶性 PVOH フィルム「ハイセロン」（注 3）、粘・接着樹脂「コーポニール」（注 4）及び UV 硬化樹脂「紫光」（注 5）などのスペシャリティポリマー（注 6）、食品添加剤及び透析用途の酢酸ナトリウム、BVOH 樹脂「ニチゴーG ポリマー」（注 7）等の高機能・高付加価値製品を取り扱っております。特に、「OPL フィルム」、「ソアノール」は、全世界において確固たるシェア（ともに世界シェア第 2 位で、「OPL フィルム」は約 30%、「ソアノール」は約 40%（当社推定））を有しており、当社は三菱化学グループ（三菱化学を頂点とし、三菱化学並びにその子会社 142 社（平成 28 年 3 月 31 日現在。以下の関連会社の数についても同じです。）及び関連会社 40 社から構成される企業集団をいいます。以下同じです。）及び三菱ケミカルホールディングスグループの機能商品分野の機能化学セグメントにおける中核企業として重要な役割を担っていると認識しております。

- (注1)「OPL フィルム」とは、液晶ディスプレイ用偏光板向けの PVOH (ポリビニルアルコール) フィルム製品です。以下同じです。
- (注2)「ソアノール」とは、エチレン-ビニルアルコール共重合樹脂の製品であり、食品包装材料やガソリタンク、床暖房パイプなどに使用される製品です。以下同じです。
- (注3)「ハイセロン」とは、PVOH (ポリビニルアルコール) を原料とした水溶性フィルムであり、農薬や薬剤包装の他、衛生材料や曲面転写印刷、カツラや刺繍などの基布用途などの分野で使用されている製品です。以下同じです。
- (注4)「コーポニール」とは、アクリル酸エステル主体の共重合樹脂であり、ラベル・シール、各種テープ、両面テープ、発泡体、保護フィルム等の用途に使用されている製品です。以下同じです。
- (注5)「紫光」とは、紫外線 (UV) 硬化型樹脂です。以下同じです。
- (注6)「スペシャリティポリマー」とは、当社が取り扱う各種コーティング剤や接着剤等の製品群の総称をいいます。以下同じです。
- (注7)「ニチゴーG ポリマー」とは、ブテンジオール・ビニルアルコール共重合樹脂 (BVOH) であり、ガスバリア性包材・容器、電子材料向け水溶性バインダー、医療材料・化粧品用バインダー、繊維・不織布原料、乳化剤、懸濁剤等に使用される製品です。以下同じです。

平成 28 年 3 月期においては、当社の売上全体の約 58%は海外市場で占められており、当社の新たな中期経営計画である「NICHIGO 20」の基本方針においても、「グローバル市場で存在感のある企業でありたい」として、海外展開の加速・強化を引き続き重点課題として挙げています。具体的には、平成 32 年までに海外売上高比率を全体の約 60%まで高めることをめざしております。最も伸長を見込んでいるアジアでは 29%まで売上高比率を高める一方で、欧州では 16%程度と見込んでおります。欧州においては、コア製品である「ソアノール」の事業展開の強化、及び、今後の事業ポートフォリオの充実を掲げる上で早期戦力化が期待される「ハイセロン」をはじめとし、特殊変性 PVOH、「ニチゴーG ポリマー」なども今後、更なる売上高拡大の余地があると考えております。

三菱化学 (当時の商号：三菱化成工業株式会社) は、昭和 38 年に、当社と水島合成化学工業株式会社 (その後、当社が昭和 46 年に同社を吸収合併し、現在は当社の水島工場) を設立するとともに、当社に資本参加するなど、当社とは長期にわたり提携関係にありましたが、平成 21 年 9 月、当社との連携を強化するため、市場内取引によって当社株式を追加取得し、当社を三菱化学の連結子会社 (当時の議決権保有割合にして 40.04% (小数点以下第三位を四捨五入) を保有) としました。さらに、三菱化学は、更なる当社との連携の強化のため、市場内にて当社株式を買い進めた結果、平成 25 年 2 月には議決権保有割合が過半数を超え、その後、平成 27 年 8 月に市場外取引によって取得した当社株式を含め、現時点までに当社株式を 50,154,159 株 (所有割合 51.49%) 取得するに至っております。

当社は、平成 23 年 5 月に、平成 28 年 3 月期の連結売上目標を 1,300 億円、営業利益を 200 億円 (日本基準) とする中期経営計画「Double 15」を策定し、i) コア事業の積極拡大、ii) 第三の柱構築、新製品開発の強化、iii) 競争力強化、iv) 海外展開の更なる拡大の 4 つを基本方針とし、その実現に向け努めてまいりました。三菱化学としても、平成 21 年 9 月の当社の連結子会社化以降、当社の上場会社としての主体性及び少数株主への利益相反の回避に十分配慮しながら、相互関係の強化・発展に、さらに、中期経営計画「Double 15」が策定された後は、その達成に向け、役員派遣等を含めその支援に努めてきたとのことですが、当社は、「Double 15」の基本方針・戦略に基づき、大規模な設備投資も含め着実に諸施策は実施したものの、高付加価値分野の需要拡大の遅れ、用途開発に時間を要したこと等による第三の柱の構築と新製品開発や海外事業拡大の遅れ等により、平成 28 年 3 月期の連結売上高は 1,046 億円、営業利益は 135 億円 (日本基準) となりました。

そのような状況を踏まえ、当社は、平成 27 年 11 月に、新たに、前中期経営計画「Double 15」で積み残した課題を継承させた新中期経営計画「NICHIGO 20」を策定し、平成 33 年 3 月期の連結売上

高 1,400 億円、営業利益 200 億円達成のため、具体的戦略の柱として以下 3 つの基本方針に取り組んでおり、平成 29 年 3 月期の連結売上高の通期予想として 1,040 億円、営業利益 129 億円（日本基準）を見通しとして立てております。

- i) 「コア事業への継続投資」、「第三の柱構築」、「新製品開発の加速」及び「事業提携や M&A も視野に入れた事業範囲・規模の拡大」による既存事業の継続成長、選択と集中、新製品開発による事業ポートフォリオの充実
- ii) 「国内工場の再編」、「アジア市場における事業拡大」、「基幹原料のグローバル安定調達」及び「人材育成」による中長期的な視点から、企業競争力の強化
- iii) 「環境・安全への取り組み」、「品質保証体制の更なる充実」、「コンプライアンスの継続」及び「CSR 活動の取り組み」による社会からの一層の信頼度向上

一方、足許では、例えば、当社のコア製品である「OPL フィルム」は、液晶ディスプレイ市場の拡大に伴い販売は増加しているものの、液晶ディスプレイの継続的な価格低下や有機 EL ディスプレイの伸長に加え、競合企業の新規参入リスクを有する状況の下、引き続き積極的な設備投資や研究開発がより強く求められており、当社は、市場環境や経営環境が激しく変化する可能性のある環境の中で、大規模な投資が求められる状況にあります。三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスは、当社が上記新中期経営計画を達成するとともに、そのような市場環境及び経営環境の変化に柔軟に対応し、競争を勝ち抜くためにも、当社のより一層の事業基盤の強化及び収益性の改善が喫緊の課題であると考えているとのことです。

そのような事業環境の下、三菱化学は、化学系統合新会社の当事会社の一社としての立場で、当社が上記の経営課題を達成し、その企業価値を中長期的に高めていくためには、(i) 当社と三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、各当事者の能力を最大限活用していくこと、具体的には、技術や顧客に係る情報を、共同開発や共同マーケティング等のために効果的に相互活用し、三菱化学のみならず、三菱樹脂や三菱レイヨンとの間での事業相関性がある事業分野も含め連携していくことで、当社の課題である第三の柱の構築や新製品開発についても積極的な支援を行っていくことが重要であると考えるとともに、(ii) そのような施策を積極的かつ迅速に実施していくためには、当社の資本関係を再構成して迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが不可欠であり、また、(iii) 当社の業績が「OPL フィルム」及び「ソアノール」に大きく依存し、経営環境の影響を強く受ける可能性がある中では、そのような施策を実施していくには、当社の完全子会社化により、当社の一般株主に対し将来における技術革新、市場環境の変化等に伴う業績変動のリスクを負担させることなく、三菱ケミカルホールディングスのグループ総合力を活用し、中長期的な視点から積極的な事業展開を行うことが望ましいとの結論に至ったとのことです。

以上を踏まえ、三菱化学は、当社に対し、平成 27 年 8 月中旬に三菱化学による完全子会社化の検討について初期的に打診・提案したとのことです。

当社及び三菱化学は、上記の三菱化学からの打診・提案後に鋭意議論・検討を重ねてまいりました。その中で三菱化学は、当社の海外事業展開におけるより一層の競争力強化のためには、三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携によるシナジーを最大限発現させる最適な買収形態、場合によっては当事業のより一層の拡大に資するパートナーと三菱化学による共同買収の可能性も視野に入れて検討を進めることが望ましいと判断したとのことです。

具体的には、三菱ケミカルホールディングスが掲げる新中期経営計画（APTSIS 20）の基本方針にある、海外事業の収益性強化及びグループの協奏・インテグレーション促進を考慮し、三菱ケミカルホールディングスグループ全体との連携による当社の経営課題改善の可能性を軸に検討を進めるに至ったとのことです。

当社の海外事業においてアジアに次ぐ売上規模を誇る欧州については、イギリスにある NIPPON GOHSEI UK Ltd.（以下「日本合成 UK」といいます。）にて、当社のコア製品の1つを担う「ソアノール」の製造・販売を行っており、現時点での欧州における事業展開の重要拠点として位置づけています。一方、ドイツのデュッセルドルフにある NIPPON GOHSEI Europe GmbH（以下「日本合成ヨーロッパ」といいます。）は、欧州域内全体における当社グループ製品全般の販売及び市場調査を行っています。さらに、「ソアノール」以外のビジネスにおける事業提携や M&A も視野に入れた事業範囲・規模の拡大を指向しておりますが、これら2つの海外子会社による欧州ビジネスの現状としては、その大半が「ソアノール」に偏っているのが現状です。

三菱化学としては、かかる状況を踏まえ、当社の企業価値向上には、当社の欧州ビジネス強化が重要な鍵になると考え、三菱化学ヨーロッパと当社との間での連携を強化し、当社の欧州ビジネスにより積極的に関与していくことで、以下の事業課題の抜本的な改善とシナジーの実現を図っていくことを考えたとのことです。

- i) ソアノール事業の一層の競争力強化
- ii) 「ハイセロン」、「ニチゴーG ポリマー」、「コーポニール」、「紫光」及び特殊変性 PVOH（ポリビニルアルコール）の拡販、営業力強化
- iii) 欧州域内での事業運営の効率化の追求

具体的には、当社と日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパの従来の事業上の関係性に配慮した上で、欧州における日本合成 UK、日本合成ヨーロッパ、三菱化学ヨーロッパの単なる兄弟会社（注8）同士としての連携を超え、三菱化学ヨーロッパも当社への資本参加を通じ、株主としての立場で経営に関与する関係を構築することが、当該エリアでのシナジーの具現化、ひいては当社の企業価値向上に資するとの立場から、三菱化学と三菱化学ヨーロッパによる共同買収の可能性検討について、平成27年12月に改めて当社へ打診・提案（以下「本件提案」といいます。）したとのことです。

（注8）日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパはそれぞれ当社の子会社であり、当社は三菱化学の子会社となりますので、三菱化学を親会社とした場合、三菱化学の孫会社である日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパ、並びに三菱化学の子会社である三菱化学ヨーロッパは兄弟会社の関係にあります。

なお、かかる公開買付者らによる当社の共同買収の可能性検討のプロセスとしては、まず、三菱化学から当社への事前打診があり、本件提案に対する当社社内での協議の結果、本件提案についてそれぞれの立場から検討していく旨の当社からの回答を得た上で、平成28年2月に三菱化学から三菱化学ヨーロッパに対して共同買収の打診を行ったとのことです。その結果、三菱化学ヨーロッパの応諾を経て、共同買収の協議及び検討を本格的に進めるに至ったとのことです。

その後、公開買付者らは、当社の了解を得て、平成28年4月中旬より、公開買付者らによる当社に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成28年6月上旬に終了しております。）、当社及び公開買付者らは、本件提案の実行に係る日程及び具体的な手法等に関して継続的な検討・協議を重ねてまいりました。そして、公開買付者らは、平成28年6月下旬に当社に対して本取引に係る提案を改めて行い、本公開買付価格についても協議・交渉を続けてまいりました。また、平成28年7月上旬より、後記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり設置された当社の第三者委員会に対して、本取引の目的、本取引後の経営方針等について説明を行ってまいりました。

以上の協議・交渉を進める一方で、当社及び公開買付者らは、本取引の目的と意義、基本方針を相互に確認した上で、三菱ケミカルホールディングスグループ全体も含めたそれぞれの事業の拡大

と成長に資するシナジーを追求すべく、将来の企業価値の向上に向けた議論を重ねました。その結果、当社及び公開買付者らは、本取引により、以下のようなシナジーの発生が見込まれ、本取引は、当社及び公開買付者らを含む、三菱ケミカルホールディングスグループの更なる企業価値向上に資するとの判断に至りました。

- i) 当社と三菱ケミカルホールディングス・三菱化学において発生が見込まれるシナジー
 - ・ 三菱ケミカルホールディングスグループ各社との当社製品（ハイガスバリア性樹脂等）に関する共同開発及び新商材の新規拡販による、当社及び三菱ケミカルホールディングスグループにおける売上の増加
 - ・ 当社製品である「ニチゴーG ポリマー」、「ソアノール」等の素材・原料を用いた三菱ケミカルホールディングスグループでの用途開発及び拡販による、当社及び三菱ケミカルホールディングスグループにおける売上の増加
 - ・ 三菱化学グループへの業務委託等を通じた当社におけるコスト増加の抑制・削減及び三菱化学グループ全体での要員の有効活用
 - ・ インフラの共用等による三菱ケミカルホールディングスグループにおける費用削減
- ii) 当社と三菱化学ヨーロッパにおいて発生が見込まれるシナジー
 - ・ 当社の重点戦略製品群である「ハイセロン」、「ニチゴーG ポリマー」、「コーポニール」、「紫光」及び特殊変性PVOH（ポリビニルアルコール）等の新規拡販
 - ・ 酢酸ビニルモノマー（VAM）廉価購買（原料コストの削減）の検討・実現
 - ・ 欧州域内における情報交換、業務受委託等の連携強化による当社及び三菱化学ヨーロッパにおける経営効率化
- iii) 主に当社において発生が見込まれるシナジー
 - ・ 三菱ケミカルホールディングスグループにおいて製造される製品の原料・素材について、既存サプライヤーから当社製品への切り替えによる当社における売上増加
 - ・ 三菱化学の購買力を活用することによる当社の国内における原料・資材の購買費用の削減

上記の検討を経て、公開買付者らは、それぞれにとって、本取引に経済合理性が認められることを個別に判断した上で、平成28年8月5日付で、三菱化学と三菱化学ヨーロッパとの間で本共同買付契約を締結し、本共同買付契約に基づき、本取引の一環として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決定したとのことです。具体的には、三菱化学は取締役会において、三菱化学ヨーロッパは取締役2名の全員一致によって、平成28年8月4日に本取引を承認した上で、平成28年8月5日に公開買付者らの完全親会社である三菱ケミカルホールディングスの経営会議にて承認を得たとのことです。

本取引後の経営方針については、公開買付者らは当社及び他のグループ会社とともに、更なる企業価値の向上に向けた経営を継続する方針であり、本取引後も、当社の事業の特性や、当社の強みを十分に活かした経営を行い、当社事業の強化を図っていくとのことです。また、公開買付者らは、本取引後、上記のシナジーを実現すべく、当社と三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、当社の事業基盤の強化及び収益性の改善を図るとともに、三菱化学ヨーロッパと当社との間での連携を強化し、当社の海外事業展開におけるより一層の競争力強化を図っていくとのことです。なお、公開買付者らが属する三菱ケミカルホールディングスグループは、環境・社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会を皆さまと一緒に築くこと、「KAITEKI 実現」をビジョンに掲げております。三菱ケミカルホールディングスは、顧客や株主・投資家、地域社会、従業員、取引先など、企業活動を支えるすべてのステークホルダーを尊重しており、本取引後の当社の経営に関しても、ステークホルダーの利益が不当に損なわれないよう配慮しながら、当社も含め三菱ケミカルホールディングスグループ全体として真に持続的な企業価値の

向上をめざすとのことです。

また、本日現在、当社の取締役8名及び監査役4名のうち、取締役1名が三菱化学の役職員を兼務し、その他取締役3名及び監査役1名が三菱化学の出身者であります。公開買付者らとしては、当社の役員構成を含め、本取引後の当社の経営体制について、今後、当社及び公開買付者らとの間の事業シナジーの実現に向けて最適な体制を検討していく予定とのことです。

③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者らから本公開買付けを含む本件提案を受けた平成27年12月以降、当社及び公開買付者らから独立した第三者機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）並びに当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から助言を受けながら、かかる本取引の提案に対する当社としての取り組み方や、当社及び公開買付者らに生じるシナジー効果をもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討してまいりました。その結果、当社は、公開買付者らと一層の連携強化を図り、諸施策を実施することで、当社の中期経営計画「NICHIGO 20」の目標達成に加えて、三菱化学ヨーロッパとの連携による欧州エリアでの競争力強化、事業運営の効率化、拡販及び営業力強化が可能であるとの判断に至りました。また、当社は、公開買付者らより本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉の申し入れを受け、公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉を複数回行いました。

以上の検討及び交渉を踏まえ、当社取締役会は、本取引により三菱化学が（間接保有を含む）当社の完全親会社となり、また、三菱化学ヨーロッパが当社の5%株主となることで、海外事業展開における一層の競争力強化を図っていくこと、また、三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携によるシナジー追求を最大限活用することができ、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至りました。また、当社取締役会は、本公開買付け価格が、(i) 後記「(3) 算定に関する事項」に記載のみずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年8月4日の東京証券取引所における当社株式の終値606円に対して50.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近1カ月間の終値単純平均値571円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して59.37%、直近3カ月間の終値単純平均値597円に対して52.43%、直近6カ月間の終値単純平均値638円に対して42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の同種案件（親会社による完全子会社化案件）との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 後記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、当社と公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、本日開催の取締役会において、当社の取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、

当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 算定に関する事項

当社は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、平成 28 年 8 月 4 日付で、みずほ証券より当該算定結果に対する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。みずほ証券は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は市場株価基準法及び DCF 法の各手法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式 1 株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。

市場株価基準法：571 円～638 円

DCF 法：780 円～953 円

市場株価基準法では、基準日を本株式価値算定書作成日である平成 28 年 8 月 4 日として、東京証券取引所における当社の普通株式の基準日終値 606 円、直近 1 カ月間の終値単純平均値 571 円、直近 3 カ月間の終値単純平均値 597 円及び直近 6 カ月間の終値単純平均値 638 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 571 円から 638 円までと算定しております。

DCF 法では、平成 28 年 3 月末を基準日として、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの 3 期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 780 円から 953 円までと算定しております。なお、割引率は 6.50%から 7.00%を採用しており、また継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、永久成長率は-0.25%から 0.25%として算定しております。

みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく連結財務予測（日本基準）は以下のとおりです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
売上高	104,000	114,866	119,721
営業利益	12,900	13,097	13,836
EBITDA	22,700	25,709	28,124
フリー・キャッシュ・フロー	5,870	121	1,920

みずほ証券は、当社への本株式価値算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。加えて、みずほ証券は、当社の財務予測について、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提として、当社の了承の下、本株式価値算定書日付現在における金融、経済情勢に照らして一定の修正を加えております。本株式価値算定書は、本株式価値算定書日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、かかる日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しています。したがって、本株式価値算定書日付以降に本株式価値算定書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合等において、本株式価値算定書における価値評価が影響を受け

る可能性があります、みずほ証券は本株式価値算定書を変更、更新、補足又は再確認する責任を負いません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの成立後に、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、公開買付者らが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者らは、最終的には当社株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施しますが、本公開買付けにおいて当社株式の全て（但し、三菱化学所有株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付け成立後に、以下の方法により、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施する予定とのことです。

三菱化学は、本公開買付けの成立により、公開買付者らの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、三菱化学が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定により、当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。

本株式売渡請求においては、当社株式 1 株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、三菱化学は、その旨を当社に通知し、当社に対し本株式売渡請求の承認を求めます。当社がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承諾を要することなく、三菱化学は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）の全員が所有する当社株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた当社株式 1 株当たりの対価として、三菱化学は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、当社は、三菱化学より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、当社取締役会は、三菱化学による本株式売渡請求を承認する予定です。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった当社の株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者らの所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者らは、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定であり、公開買付者らは、本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定とのことです。なお、本公開買付け後に公開買付者らが所有する当社の議決権が、当社の総議決権の 3 分の 2 を下回る場合であっても、本株式併合の実施に際して、公開買

付者らが当社の株主（公開買付者らを除きます。）から当社株式を追加で取得する予定はなく、原則として上記の要請を行う予定とのことです。例外的に、株主からの応募が極めて少なく、少数株主の利益を害するおそれが高いと認められる場合など、当該手続を実施することが当社の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に認められる場合には、当該要請を行わないことがあるとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、当社の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本臨時株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式を当社又は公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）の皆様へ交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者らのみが当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）の皆様へ所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定とのことです。なお、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合には、本株式併合は実行されないこととなります。

なお、本株式併合を行うこととなる場合において、本公開買付けの結果、三菱化学ヨーロッパが所有することとなる当社株式数と同数以上の当社株式を所有する株主が存在することとなった場合、そのような状況下で本株式併合を実施したとしても、当社の株主を公開買付者らのみとすることができない可能性もあるとのことです。そのような場合には、本株式併合に先立って三菱化学と三菱化学ヨーロッパとの間で当社株式の譲渡を行う等、本株式併合の結果、公開買付者らのみが当社の株主となることのできるような手当を行う予定とのことです。また、公開買付者らは、本取引を通じて、当社に対する三菱化学の議決権保有比率を95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を5%とすることを想定しておりますが、本株式併合を行う場合、本公開買付け後の公開買付者らの当社株式の所有状況及び公開買付者ら以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、三菱化学の議決権保有比率及び三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を当該比率とすることができない可能性があるとのことです。その場合、公開買付者らのそれぞれの議決権保有比率が当該比率に近似した比率となるよう、本株式併合の割合を決定する予定とのことです。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（当社及び公開買付者らを除きます。）の皆様が保有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定とのことです。本株式併合に反対する当社の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者らの株券等所有割合及び公開買付者ら以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

す。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主（当社及び公開買付者らを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者らは、当社が本日現在において三菱化学の連結子会社であり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者らにおいて実施した措置等については、公開買付者らから受けた説明に基づくものです。）。

なお、公開買付者らとしては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者ら及び当社において以下①乃至⑥の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 三菱化学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三菱化学は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者らから独立した第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）に対して、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）の各手法を用いて当社株式の株式価値分析を行い、三菱化学は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から平成 28 年 8 月 3 日付で株式価値算定書（以下「三菱化学株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、三菱化学は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された当社株式の 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価分析	567 円から 639 円
類似企業比較分析	815 円から 1,163 円
DCF 分析	718 円から 1,185 円

市場株価分析では、平成 28 年 8 月 3 日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の基準日の普通取引終値 596 円、直近 1 カ月間（平成 28 年 7 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 567 円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 カ月間（平成 28 年 5 月 6 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 596 円及び直近 6 カ月間（平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 8 月 3 日まで）の普通取引終値の単純平均値 639 円を基に、当社株式 1 株当たりの価値の範囲を 567 円から 639 円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を

815 円から 1,163 円までと分析しているとのことです。

DCF 分析では、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、本取引の実行により得られる効果等の諸要素を考慮した平成 29 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成 32 年 3 月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 718 円から 1,185 円までと分析しているとのことです（注）。

（注）三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社及び三菱化学から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社及び三菱化学による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の算定は、平成 28 年 8 月 3 日までの上記情報を反映したものであるとのことです。

三菱化学は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から取得した三菱化学株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、また、三菱化学ヨーロッパとの間で意見交換を行った上で、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社株式の直近 6 カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、平成 28 年 8 月 4 日、取締役会において、本公開買付け価格を 1 株当たり 910 円と決定したとのことです。

三菱化学ヨーロッパは、三菱化学株式価値算定書を取得している三菱化学の意見を踏まえつつ、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社株式の直近 6 カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、平成 28 年 8 月 4 日、取締役 2 名の全員一致によって、本公開買付け価格を 1 株当たり 910 円と決定したとのことです。

本公開買付け価格である 1 株当たり 910 円は、公開買付け者らによる本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 28 年 8 月 4 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値 606 円に対して 50.17%、過去 1 カ月間（平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 571 円に対して 59.37%、過去 3 カ月間（平成 28 年 5 月 6 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 597 円に対して 52.43%、過去 6 カ月間（平成 28 年 2 月 5 日から平成 28 年 8 月 4 日まで）の普通取引終値の単純平均値 638 円に対して 42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付け者らから提示された本公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及び公開買付け者らから独立した第三者算定機関であるみずほ証券より、本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書の概要については、前記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成 28 年 7 月 1 日、当社及び公開買付け者らの取締役会から独立性が高い、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている、当社社外取締役の熊谷均氏（公認会計士・税理士、トラスティーズ FAS 株式会社代表取締役）及び当社社外監査役の吉野孝義氏（弁護士）、並びに外部有識者である鯉沼希朱氏（弁護士、あさひ法律事務所パートナー）

から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引が当社の企業価値向上に資するか否かを踏まえた本取引の目的の正当性・合理性、(ii)本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買取における対価を含む。）の公正性・妥当性、及び(iii)本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性（以下、(i)乃至(iii)を「本諮問事項に係る前提事項」と総称します。）の観点から、①本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないかに関する意見、並びに②当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する検討を行うこと（以下、①及び②を「本諮問事項」と総称します。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託いたしました。

第三者委員会は、平成 28 年 7 月 5 日から本日までの間に合計 5 回開催され、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。具体的には、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本件提案に係る本公開買付けの諸条件、二段階目の買取の内容、その他の本取引の概要及び当社と公開買付者らとの間の本公開買付価格に係る交渉状況について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、当社に対して 2 度にわたり質問事項を送付し、当社から、当社の事業計画及び事業環境、本取引の当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、三菱化学に対して 3 度にわたり質問事項を送付し、三菱化学及び三菱化学のファイナンシャル・アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から、公開買付者らの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景、本取引後の経営方針、本件提案に係る本公開買付けの諸条件（本公開買付価格を含みます。）、本取引のストラクチャーに関する懸念事項の存否等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。加えて、第三者算定機関であるみずほ証券から、みずほ証券による当社株式価値の算定結果の内容、本公開買付価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項について慎重に協議・検討を行った結果、まず、本諮問事項に係る前提事項について、(i)本公開買付けの背景及び理由並びに公開買付者らが共同して本公開買付けを実施するに至った経緯について、その内容には特段不自然・不合理な点はなく、特に第三の柱の構築、新製品開発及び欧州での事業拡大について、三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携を強めるとともに、三菱ケミカルホールディングスグループの完全子会社として、中長期的な計画の下に積極的な設備投資・研究開発を行っていくことが当社の企業価値向上に資すると考えることには相当の合理性が認められ、さらに、本取引により発生が見込まれるシナジーについても、期待されるシナジー効果としてその内容に特段不自然・不合理な点はなく、本取引の実施及びその後の公開買付者ら及び当社の連携によって達成が期待されるものであると認められることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であると判断し、(ii) (a)本公開買付価格は、みずほ証券による当社株式の価値算定結果のレンジとの比較においても、また、答申書の日付の前営業日である平成 28 年 8 月 4 日の東京証券取引所における当社株式の終値 606 円、過去 1 カ月間の普通取引終値の単純平均値 571 円、過去 3 カ月間の普通取引終値の単純平均値 597 円、過去 6 カ月間の普通取引終値の単純平均値 638 円に対する本公開買付価格の各プレミアムと、他の同種事例（親会社による完全子会社化事例）におけるプレミアムとの比較においても、概ね当社の株主にとって不利なものではないと考えられ、加えて、本公開買付価格は、当社と公開買付者らとの間の再三にわたる協議・交渉の結果として提案された価格であり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上での真摯な交渉によって決定された価格であると評価できることから、本公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、(b)本公開買付価格と実質的に同額となることが予定されている二段階目の買取における対価も公正かつ妥当なものと考えられ、(c)価格以外の取引条件について

も公正かつ妥当なものと考えられることから、本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）は公正かつ妥当であると判断し、(iii)本取引の協議、検討及び交渉は、情報遮断措置を講じた上で、本取引に特別な利害関係を有する取締役が一切これらに参与することなく行われ、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であると判断しました。そして、第三者委員会は、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではなく、②上記(i)乃至(iii)の観点から、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、相当であると判断いたしました。

以上の経緯で、第三者委員会は、本日、当社取締役会に対し、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項につき、(i)本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であること、(ii)本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）は公正かつ妥当であること、(iii)本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であること、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないこと、②上記(i)乃至(iii)の観点から、当社の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であることを、それぞれ委員全員一致の意見で答申し、それらを内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出いたしました。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、当社及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討いたしました。

その結果、(i)本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました（判断過程の詳細について、前記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。そこで、本日開催の当社の取締役会において、取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買

付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い、30 営業日に設定しております。公開買付者らは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。

また、当社は、公開買付者らとの間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

4. 公開買付者らと当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

5. 公開買付者ら又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者らに対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

三菱化学は当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 28 年 6 月 21 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者委員会から本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の本答申書を受領し、独立した第三者算定機関であるみずほ証券から本株式価値算定書を取得し、西村あさひ法律事務所から法的助言を受ける等、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じることにより、それによって支配株主である三菱化学からの影響を受けることなく、他の会社と取引を行う場合と同様に当社の自主性・自立性を持って合理的に判断することにより、少数株主の保護を図っているところであり、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合してい

ると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、前記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

1 1. その他

当社は、本日付「平成 29 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 28 年度中間配当及び期末配当を行わないことを決議いたしました。

以 上

(参考) 本日付「日本合成化学工業株式会社株券等（証券コード 4201）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2016年8月5日

各位

会社名 三菱化学株式会社
代表者名 取締役社長 石塚博昭

会社名 三菱化学ヨーロッパ社
(Mitsubishi Chemical Europe GmbH)
代表者名 取締役社長 仙波靖雄

日本合成化学工業株式会社株券等（証券コード4201）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）と三菱化学ヨーロッパ社（以下「三菱化学ヨーロッパ」といい、三菱化学と三菱化学ヨーロッパを総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）は、本日、両社が共同して、日本合成化学工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

三菱化学は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式 50,154,159 株（所有割合（注1）51.49%）を所有しており（当該三菱化学が所有する対象者株式を、以下「三菱化学所有株式」といいます。）、対象者を連結子会社としております。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2016年8月4日に提出した第134期第1四半期報告書（以下「対象者第134期第1四半期報告書」といいます。）に記載された2016年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（98,369,186株）から、対象者が2016年7月28日に公表した平成29年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）（以下「対象者平成29年3月期第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2016年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（972,278株）を控除した株式数（97,396,908株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。

公開買付者らは、本日付で、共同買付契約書（以下「本共同買付契約」といいます。）を締結し、本共同買付契約に基づき、対象者の非上場化を目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付者らが共同して本公開買付けを実施することを決定いたしました。具体的には、三菱化学は取締役会において、三菱化学ヨーロッパは取締役2名の全員一致によって、2016年8月4日に本取引を承認した上で、本日、公開買付者らの完全親会社である株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下「三菱ケミカルホールディングス」といいます。）の経営会議（注2）にて承認を得ています。

（注2）執行役社長、執行役員及び主要な直接出資子会社の取締役社長で構成し、月2回程度開催する会議体。執行役社長の意思決定を補佐するための機関として設けており、三菱ケミカルホールディングス及び三菱ケミカルホールディングスグループ（後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」にて定

義します。)の経営に関する重要な事項(投融資等の重要な業務執行、コンプライアンス、リスク管理、環境安全、人権啓発、社会貢献等)について審議し、その審議を経て執行役社長が意思決定することとしています。以下同じです。

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付け等を行います。なお、公開買付者らは、本取引を通じて、対象者に対する三菱化学の議決権保有比率を95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を5%とすることを想定しており、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が5%になるまでの数(4,869,846株)の対象者株式については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行います。

公開買付者らは、本取引により対象者を非上場化する方針であり、本公開買付けによって、公開買付者らが対象者株式の全て(三菱化学所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手段を実施する予定です。詳細については、後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。

なお、対象者が本日公表した「支配株主である三菱化学株式会社及び三菱化学ヨーロッパ社(Mitsubishi Chemical Europe GmbH)による当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、後記「2.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(i) 本公開買付けの背景及び理由

三菱化学は、1994年10月に、三菱化成株式会社(1934年8月設立、1950年6月東京証券取引所上場)及び三菱油化株式会社(1956年4月設立及び東京証券取引所上場)が合併し、発足いたしました。その後、2005年10月に、三菱化学は、同社の子会社である三菱ウェルファーマ株式会社と共同で、株式移転により両社の完全親会社である三菱ケミカルホールディングスを設立したことに伴い、上場廃止となりました。本日現在、三菱化学は、三菱ケミカルホールディングス並びにその子会社581社(2016年3月31日現在。関連会社の数についても同じです。)及び関連会社168社から構成される企業集団(以下「三菱ケミカルホールディングスグループ」といいます。)の6事業会社(三菱化学、田辺三菱製薬株式会社、三菱樹脂株式会社(以下「三菱樹脂」といいます。)、三菱レイヨン株式会社(以下「三菱レイヨン」といいます。)、株式会社生命科学インスティテュート及び大陽日酸株式会社)の内の1社で、広範囲にわたる製品及び技術を提供している、連結売上高約1.7兆円(2016年3月期)を有する総合化学メーカーです。三菱化学は、機能商品分野においては、記録材料(光記録メディア等)、電子関連製品(ディスプレイ材料、半導体向け精密洗浄等)、情報機材(OPC及びトナー)を主要な製品群とする情報電子事業、及び食品機能材(乳化剤等)、電池材料(リチウムイオン電池の電解液、負極材等)、精密化学品(イオン交換樹脂等)、無機化学品(合成石英粉等)を主要な製品群とする機能化学事業を、素材分野においては、基礎石化製品・化成品(エチレン、プロピレン等)、炭素製品(コークス等)及び合成樹脂(ポリオレフィン、フェノール・ポリカーボネートチェーン等)の製造・販売に関する事業を行って

おります。

三菱化学の欧州子会社である三菱化学ヨーロッパは、1961年2月に三菱化学（当時の商号：三菱化成工業株式会社）のデュッセルドルフ事務所として設置され、その後1989年にドイツにおける有限会社として設立されました。本日現在、三菱化学のみならず、三菱ケミカルホールディングスグループ企業の製品輸入販売を主要事業とするほか、ポリカーボネート事業（高機能プラスチックの原材料の販売に関する事業）、欧州エリアの市場調査・情報収集に加え、ドイツのデュッセルドルフの三菱ケミカルホールディングスグループ企業から経理、人事等の管理事務を受託しており、三菱ケミカルホールディングスグループ全体における欧州エリアでの重要な機能を担っております。

三菱化学の親会社である三菱ケミカルホールディングスは、2015年12月に「収益性の向上、イノベーションの追求、サステナビリティへの貢献を通じて真にグローバルな『THE KAITEKI COMPANY』としての基盤を確立する」を2020年のあるべき姿として掲げ、2017年3月期から2021年3月期の5年間を実行期間とする新中期経営計画『APTSIS 20』を策定しております。当該中期経営計画においては、以下を成長への基本方針としグループ間のシナジー追求や資本構成の最適化を視野に国内、海外事業の収益性強化をめざしております。

- i) ポートフォリオマネジメントを通じた持続的成長と収益力強化
- ii) 海外事業の収益性強化
- iii) 新エネルギー事業の早期収益化
- iv) グループの協奏・インテグレーション促進
- v) 化学系3事業会社統合による競争力強化

このうち、化学系3事業会社の統合につきましては、三菱ケミカルホールディングスが2015年7月より検討を開始した結果として、三菱ケミカルホールディングスの連結子会社である三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイヨンが、2017年4月1日をもって統合する予定であります。三菱樹脂は、連結売上高約4,800億円（2016年3月期）を有し、機能商品分野において、高機能フィルム、環境・生活資材、高機能成形材・部品事業を行っております。三菱レイヨンは、連結売上高約5,500億円（2016年3月期）を有し、機能商品分野においては、繊維、炭素繊維、水環境事業、素材分野においては、化成品・樹脂事業（主としてMMA（メタクリル酸メチル）事業）を行っております。

三菱ケミカルホールディングスグループは、三菱化学、三菱樹脂及び三菱レイヨンの化学系3社の事業が今後も勝ち残り、発展していくためには、従来の枠組みにとらわれず、3社が持つ事業ユニット、技術プラットフォーム、販売チャネル、重複する組織・機能を再編成・統合することにより、人、技術、情報等の経営資源を最大限に活用して、事業の成長とグローバル展開を加速していくことが必要と判断しております。その中でも、三菱化学及び対象者共通の事業分野である機能商品分野においては、新中期経営計画（APTSIS 20）の中で、協奏・インテグレーションにより成長を加速し、引き続き高機能・高付加価値製品、ソリューション事業の拡大をグローバルベースに推進することを方針として掲げております。

一方、対象者は、1927年に合成酢酸の生産を目的に設立され、1949年5月に東京証券取引所に上場したとのことです。本日現在、対象者は、機能性樹脂、機能性フィルム、情報電子材料、粘・接着樹脂、ファインケミカル製品、工業薬品等の製造・加工・販売を主な事業内容としているとのことです。主な製品群としては、コア製品である光学用途の「OPLフィルム」（注1）、EVOH樹脂「ソアノール」（注2）の他、今後、第三の柱群として成長が期待される「ハイセロン」（注3）、粘・接着樹脂「コーポニール」（注4）及びUV硬化樹脂「紫光」（注5）などのスペシャリティポリマー（注6）、食品添加剤及び透析用途の酢酸ナトリウム、BVOH樹脂「ニチゴーGポリマー」（注7）等の高機能・高付加価値製品を取り扱っているとのことです。特に、「OPLフィルム」、「ソアノール」は、全世界において確固たるシェア（ともに世界シェア第2位で、「OPLフィルム」は約30%、「ソアノール」は約40%（対象者推定））を有しており、対象者は三菱化学グループ（三菱化学を頂点とし、三菱化学並びにその子会社142社（2016年3月31日現在。関連会社の数についても同じです。）及び関連会社40社から構成される企業集団をい

います。以下同じです。)及び三菱ケミカルホールディングスグループの機能商品分野の機能化学セグメントにおける中核企業として重要な役割を担っております。

(注1)「OPL フィルム」とは、液晶ディスプレイ用偏光板向けの PVOH (ポリビニルアルコール) フィルム製品です。以下同じです。

(注2)「ソアノール」とは、エチレン-ビニルアルコール共重合樹脂の製品であり、食品包装材やガソリンタンク、床暖房パイプなどに使用される製品です。以下同じです。

(注3)「ハイセロン」とは、PVOH (ポリビニルアルコール) を原料とした水溶性フィルムであり、農薬や薬剤包装の他、衛生材料や曲面転写印刷、カツラや刺繍などの基布用途などの分野で使用されている製品です。以下同じです。

(注4)「コーポニール」とは、アクリル酸エステル主体の共重合樹脂であり、ラベル・シール、各種テープ、両面テープ、発泡体、保護フィルム等の用途に使用されている製品です。以下同じです。

(注5)「紫光」とは、紫外線 (UV) 硬化型樹脂です。以下同じです。

(注6)「スペシャリティポリマー」とは、対象者が取り扱う各種コーティング剤や接着剤等の製品群の総称をいいます。以下同じです。

(注7)「ニチゴーG ポリマー」とは、ブテンジオール・ビニルアルコール共重合樹脂 (BVOH) であり、ガスバリア性包材・容器、電子材料向け水溶性バインダー、医療材料・化粧品用バインダー、繊維・不織布原料、乳化剤、懸濁剤等に使用される製品です。以下同じです。

2016年3月期においては、対象者の売上全体の約58%は海外市場で占められており、対象者の新たな中期経営計画である「NICHIGO 20」の基本方針においても、「グローバル市場で存在感のある企業でありたい」として、海外展開の加速・強化を引き続き重点課題として挙げているとのことです。具体的には、2020年までに海外売上高比率を全体の約60%まで高めることをめざしているとのことです。最も伸長を見込んでいるアジアでは29%まで売上高比率を高める一方で、欧州では16%程度と見込んでいるとのことです。欧州においては、コア製品である「ソアノール」の事業展開の強化、及び、今後の事業ポートフォリオの充実を掲げる上で早期戦力化が期待される「ハイセロン」をはじめとし、特殊変性 PVOH (ポリビニルアルコール)、「ニチゴーG ポリマー」なども今後、更なる売上高拡大の余地があると考えているとのことです。

三菱化学 (当時の商号：三菱化成工業株式会社) は、1963年に、対象者と水島合成化学工業株式会社 (その後、対象者が1971年に同社を吸収合併し、現在は対象者の水島工場) を設立するとともに、対象者に資本参加するなど、対象者とは長期にわたり提携関係にありましたが、2009年9月、対象者との連携を強化するため、市場内取引によって対象者株式を追加取得し、対象者を三菱化学の連結子会社 (当時の議決権保有割合にして40.04% (小数点以下第三位を四捨五入) を保有) としました。さらに、三菱化学は、更なる対象者との連携の強化のため、市場内にて対象者株式を買い進めた結果、2013年2月には議決権保有割合が過半数を超え、その後、2015年8月に市場外取引によって取得した対象者株式を含め、現時点までに対象者株式を50,154,159株 (所有割合51.49%) 取得するに至っております。

対象者は、2011年5月に、2016年3月期の連結売上目標を1,300億円、営業利益を200億円 (日本基準) とする中期経営計画「Double 15」を策定し、i) コア事業の積極拡大、ii) 第三の柱構築、新製品開発の強化、iii) 競争力強化、iv) 海外展開の更なる拡大の4つを基本戦略とし、その実現に向け努めてきたとのことです。

三菱化学としても、2009年9月の対象者の連結子会社化以降、対象者の上場会社としての主体性及び少数株主への利益相反の回避に十分配慮しながら、相互関係の強化・発展に、さらに、中期経営計画「Double 15」が策定された後は、その達成に向け、役員派遣等を含めその支援に努めてまいりましたが、対象者は、「Double15」の基本方針・戦略に基づき、大規模な設備投資も含め着実に諸施策は実施したものの、高付加価値分野の需要拡大の遅れ、用途開発に時間を要したこと等による第三の柱の構築と新製品開発や海外事業拡大の遅れ等により2016年3月期の連結売上高は1,046億円、営業利益は135億円 (日本基準) となりました。

そのような状況を踏まえ、対象者は、2015年11月に、新たに、前中期経営計画「Double 15」で積み

残した課題を継承させた新中期経営計画「NICHIGO 20」を策定し、2021年3月期の連結売上高1,400億円、営業利益200億円達成のため、具体的戦略の柱として以下3つの基本方針に取り組んでおり、2017年3月期の連結売上高の通期予想として1,040億円、営業利益129億円（日本基準）を見通しとして立てております。

- a. 「コア事業への継続投資」、「第三の柱構築」、「新製品開発の加速」及び「事業提携やM&Aも視野に入れた事業範囲・規模の拡大」による既存事業の継続成長、選択と集中、新製品開発による事業ポートフォリオの充実
- b. 「国内工場の再編」、「アジア市場における事業拡大」、「基幹原料のグローバル安定調達」及び「人材育成」による中長期的な視点から、企業競争力の強化
- c. 「環境・安全への取り組み」、「品質保証体制の更なる充実」、「コンプライアンスの継続」及び「CSR活動の取り組み」による社会からの一層の信頼度向上

一方、足許では、例えば、対象者のコア製品である「OPL フィルム」は、液晶ディスプレイ市場の拡大に伴い販売は増加しているものの、液晶ディスプレイの継続的な価格低下や有機 EL ディスプレイの伸長に加え、競合企業の新規参入リスクを有する状況の下、引き続き積極的な設備投資や研究開発がより強く求められており、対象者は、市場環境や経営環境が激しく変化する可能性のある環境の中で、大規模な投資が求められる状況にあります。三菱化学及び三菱ケミカルホールディングスは、対象者が上記新中期経営計画を達成するとともに、そのような市場環境及び経営環境の変化に柔軟に対応し、競争を勝ち抜くためにも、対象者のより一層の事業基盤の強化及び収益性の改善が喫緊の課題であると考えています。

そのような事業環境の下、三菱化学は、化学系統合新会社の当事会社の一社としての立場で、対象者が上記の経営課題を達成し、その企業価値を中長期的に高めていくためには、(i) 対象者と三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、各当事者の能力を最大限活用していくこと、具体的には、技術や顧客に係る情報を、共同開発や共同マーケティング等のために効果的に相互活用し、三菱化学のみならず、三菱樹脂や三菱レイヨンとの間での事業相関性がある事業分野も含め連携していくことで、対象者の課題である第三の柱の構築や新製品開発についても積極的な支援を行っていくことが重要であると考えたとともに、(ii) そのような施策を積極的かつ迅速に実施していくためには、対象者の資本関係を再構成し迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが不可欠であり、また、(iii) 対象者の業績が「OPL フィルム」及び「ソアノール」に大きく依存し、経営環境の影響を強く受ける可能性がある中では、そのような施策を実施していくには、対象者の完全子会社化により、対象者の一般株主に対し将来における技術革新、市場環境の変化等に伴う業績変動のリスクを負担させることなく、三菱ケミカルホールディングスのグループ総合力を活用し、中長期的な視点から積極的な事業展開を行うことが望ましいとの結論に至りました。

以上を踏まえ、三菱化学は、対象者に対し、2015年8月中旬に三菱化学による完全子会社化の検討について初期的に打診・提案いたしました。

(ii) 三菱化学及び三菱化学ヨーロッパが共同して本公開買付けを実施するに至った経緯

三菱化学及び対象者は、上記の三菱化学からの打診・提案後に鋭意議論・検討を重ねてまいりました。その中で三菱化学は、対象者の海外事業展開におけるより一層の競争力強化のためには、三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携によるシナジーを最大限発現させる最適な買収形態、場合によっては対象者事業のより一層の拡大に資するパートナーと三菱化学による共同買収の可能性も視野に入れて検討を進めることが望ましいと判断いたしました。

具体的には、三菱ケミカルホールディングスが掲げる新中期経営計画（APTSIS 20）の基本方針にある、海外事業の収益性強化及びグループの協奏・インテグレーション促進を考慮し、三菱ケミカルホールディングスグループ全体との連携による対象者の経営課題改善の可能性を軸に検討を進めるに至りました。

対象者の海外事業においてアジアに次ぐ売上規模を誇る欧州については、イギリスにある NIPPON GOHSEI UK Ltd. (以下「日本合成 UK」といいます。)にて、対象者のコア製品の1つを担う「ソアノール」の製造・販売を行っており、現時点での欧州における事業展開の重要拠点として位置付けているとのことです。一方、ドイツのデュッセルドルフにある NIPPON GOHSEI Europe GmbH (以下「日本合成ヨーロッパ」といいます。)は、欧州域内全体における対象者グループ製品全般の販売及び市場調査を行っています。さらに、「ソアノール」以外のビジネスにおける事業提携や M&A も視野に入れた事業範囲・規模の拡大を指向しているとのことですが、これら2つの海外子会社による欧州ビジネスの現状としては、その大半が「ソアノール」に偏っているのが現状とのことです。

三菱化学としては、かかる状況を踏まえ、対象者の企業価値向上には、対象者の欧州ビジネス強化が重要な鍵になると考え、三菱化学ヨーロッパと対象者との間での連携を強化し、対象者の欧州ビジネスにより積極的に関与していくことで、以下の事業課題の抜本的な改善とシナジーの実現を図っていくことを考えました。

- i) ソアノール事業の一層の競争力強化
- ii) 「ハイセロン」、「ニチゴーG ポリマー」、「コーポニール」、「紫光」、及び特殊変性 PVOH (ポリビニルアルコール) の拡販、営業力強化
- iii) 欧州域内での事業運営の効率化の追求

具体的には、対象者と日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパの従来の事業上の関係性に配慮した上で、欧州における日本合成 UK、日本合成ヨーロッパ、三菱化学ヨーロッパの単なる兄弟会社(注8)同士としての連携を超え、三菱化学ヨーロッパも対象者への資本参加を通じ、株主としての立場で経営に関する関係を構築することが、当該エリアでのシナジーの具現化、ひいては対象者の企業価値向上に資するとの立場から、三菱化学と三菱化学ヨーロッパによる共同買収の可能性検討について、2015年12月に改めて対象者へ打診・提案(以下「本件提案」といいます。)いたしました。

(注8) 日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパはそれぞれ対象者の子会社であり、対象者は三菱化学の子会社となりますので、三菱化学を親会社とした場合、三菱化学の孫会社である日本合成 UK 及び日本合成ヨーロッパ、並びに三菱化学の子会社である三菱化学ヨーロッパは兄弟会社の関係にあります。

なお、かかる公開買付者らによる対象者の共同買収の可能性検討のプロセスとしては、まず、三菱化学から対象者への事前打診があり、本件提案に対する対象者社内での協議の結果、本件提案についてそれぞれの立場から検討していく旨の対象者からの回答を得た上で、2016年2月に三菱化学から三菱化学ヨーロッパに対して共同買収の打診を行いました。その結果、三菱化学ヨーロッパの応諾を経て、共同買収の協議及び検討を本格的に進めるに至りました。

その後、公開買付者らは、対象者の了解を得て、2016年4月中旬より、公開買付者らによる対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で(なお、当該デュー・ディリジェンスは2016年6月上旬に終了しております。)、公開買付者ら及び対象者は、本件提案の実行に係る日程及び具体的な手法等に関して継続的な検討・協議を重ねてまいりました。そして、公開買付者らは、2016年6月下旬に対象者に対して本取引に係る提案を改めて行い、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)についても協議・交渉を続けてまいりました。また、2016年7月上旬より、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」に記載のとおり設置された対象者の第三者委員会に対して、本取引の目的、本取引後の経営方針等について説明を行ってまいりました。

(iii) 本取引により発生が見込まれるシナジー

以上の協議・交渉を進める一方で、公開買付者ら及び対象者は、本取引の目的と意義、基本方針を相互に確認した上で、三菱ケミカルホールディングスグループ全体も含めたそれぞれの事業の拡大と成長に資するシナジーを追求すべく、将来の企業価値の向上に向けた議論を重ねました。その結果、公開買付者ら及び対象者は、本取引により、以下のようなシナジーの発生が見込まれ、本取引は、公開買付者ら及び対象者を含む、三菱ケミカルホールディングスグループの更なる企業価値向上に資するとの判断に至りました。

- i) 三菱ケミカルホールディングス・三菱化学と対象者において発生が見込まれるシナジー
 - a. 三菱ケミカルホールディングスグループ各社との対象者製品（ハイガスバリア性樹脂等）に関する共同開発及び新商材の新規拡販による三菱ケミカルホールディングスグループ及び対象者における売上の増加
 - b. 対象者製品である「ニチゴーG ポリマー」、「ソアノール」等の素材・原料を用いた三菱ケミカルホールディングスグループでの用途開発及び拡販による、三菱ケミカルホールディングスグループ及び対象者における売上の増加
 - c. 三菱化学グループへの業務委託等を通じた対象者におけるコスト増加の抑制・削減及び三菱化学グループ全体での要員の有効活用
 - d. インフラの共用等による三菱ケミカルホールディングスグループにおける費用削減
- ii) 三菱化学ヨーロッパと対象者において発生が見込まれるシナジー
 - a. 対象者の重点戦略製品群である「ハイセロン」、「ニチゴーG ポリマー」、「コーポニール」、「紫光」及び特殊変性 PVOH（ポリビニルアルコール）等の新規拡販
 - b. 酢酸ビニルモノマー（VAM）廉価購買（原料コストの削減）の検討・実現
 - c. 欧州域内における情報交換、業務受委託等の連携強化による対象者及び三菱化学ヨーロッパにおける経営効率化
- iii) 主に対象者において発生が見込まれるシナジー
 - a. 三菱ケミカルホールディングスグループにおいて製造される製品の原料・素材について、既存サプライヤーから対象者製品への切り替えによる対象者における売上増加
 - b. 三菱化学の購買力を活用することによる対象者の国内における原料・資材の購買費用の削減

(iv) 公開買付者ら及び対象者における意思決定の過程

上記の検討を経て、公開買付者らは、それぞれにとって、本取引に経済合理性が認められることを個別に判断した上で、本日付で、三菱化学と三菱化学ヨーロッパとの間で本共同買付契約を締結し、本共同買付契約に基づき、本取引の一環として、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパが共同して本公開買付けを実施することを決定いたしました。具体的には、三菱化学は取締役会において、三菱化学ヨーロッパは取締役2名の全員一致によって、2016年8月4日に本取引を承認した上で、本日、公開買付者らの完全親会社である三菱ケミカルホールディングスの経営会議にて承認を得ています。

一方、対象者によれば、対象者は、公開買付者らから本公開買付けを含む本件提案を受けた2015年12月以降、対象者及び公開買付者らから独立した第三者機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）並びに対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から助言を受けながら、かかる本取引の提案に対する対象者としての取り組み方や、対象者及び公開買付者らに生じるシナジー効果がもたらす持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上について検討したとのこと。

その結果、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれ、また、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。当該対象者の意思決定の

過程に係る詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本公開買付け後の経営方針

本取引後の経営方針については、公開買付者らは対象者及び他のグループ会社とともに、更なる企業価値の向上に向けた経営を継続する方針であり、本取引後も、対象者の事業の特性や、対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図ってまいります。また、公開買付者らは、本取引後、上記① (iii) のシナジーを実現すべく、対象者と三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携をより一層強化し、対象者の事業基盤の強化及び収益性の改善を図るとともに、三菱化学ヨーロッパと対象者との間での連携を強化し、対象者の海外事業展開におけるより一層の競争力強化を図ってまいります。なお、公開買付者らが属する三菱ケミカルホールディングスグループは、環境・社会課題の解決に貢献し、持続可能な社会を皆さまと一緒に築くこと、「KAITEKI 実現」をビジョンに掲げております。三菱ケミカルホールディングスは、顧客や株主・投資家、地域社会、従業員、取引先など、企業活動を支えるすべてのステークホルダーを尊重しており、本取引後の対象者の経営に関しても、ステークホルダーの利益が不当に損なわれないよう配慮しながら、対象者も含め三菱ケミカルホールディングスグループ全体として真に持続的な企業価値の向上をめざしてまいります。

また、本日現在、対象者の取締役8名及び監査役4名のうち、取締役1名が三菱化学の役職員を兼務し、取締役3名及び監査役1名が三菱化学の出身者であります。公開買付者らとしては、対象者の役員構成を含め、本取引後の経営体制について、今後、公開買付者ら及び対象者との間の事業シナジーの実現に向けて最適な体制を検討していく予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者ら及び対象者は、対象者が本日現在において三菱化学の連結子会社であり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者らとしては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者ら及び対象者において以下①乃至⑥の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

- ① 三菱化学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ③ 対象者における第三者委員会の設置
- ④ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
- ⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者らは、最終的には対象者株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施しますが、本公開買付けにおいて対象者株式の全て (但し、三菱化学所有株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得できなかった場合には、公開買付者らは、本公開買付け成立後に、以下の方法に

より、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

三菱化学は、本公開買付けの成立により、公開買付者らの所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、三菱化学が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）することを予定しております。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、三菱化学は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、三菱化学は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の全員が所有する対象者株式の全部を取得します。そして、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、三菱化学は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、三菱化学より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、三菱化学による本株式売渡請求を承認する予定であるとのことです。

本株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けの成立後、公開買付者らの所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者らは、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定であり、公開買付者らは、本臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。なお、本公開買付け後に公開買付者らが所有する対象者の議決権が、対象者の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、本株式併合の実施に際して、公開買付者らが対象者の株主（公開買付者らを除きます。）から対象者株式を追加で取得する予定はなく、原則として上記の要請を行う予定です。例外的に、株主からの応募が極めて少なく、少数株主の利益を害するおそれが高いと認められる場合など、当該手続を実施することが対象者の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に認められる場合には、当該要請を行わないことがあります。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、本株式併合がその効力を生じる日において、本臨時株主総会において承認が得られた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の皆様が交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式の全て（対象者が

所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)の皆様が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。なお、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合には、本株式併合は実行されないこととなります。

なお、本株式併合を行うこととなる場合において、本公開買付けの結果、三菱化学ヨーロッパが所有することとなる対象者株式数と同数以上の対象者株式を所有する株主が存在することとなった場合、そのような状況下で本株式併合を実施したとしても、対象者の株主を公開買付者らのみとすることができない可能性もあります。そのような場合には、本株式併合に先立って三菱化学と三菱化学ヨーロッパとの間で対象者株式の譲渡を行う等、本株式併合の結果、公開買付者らのみが対象者の株主となることのできるような手当を行う予定です。また、公開買付者らは、本取引を通じて、対象者に対する三菱化学の議決権保有比率を95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を5%とすることを想定しておりますが、本株式併合を行う場合、本公開買付け後の公開買付者らの対象者株式の所有状況及び公開買付者ら以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、三菱化学の議決権保有比率及び三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を当該比率とすることができない可能性があります。その場合、公開買付者らのそれぞれの議決権保有比率が当該比率に近似した比率となるよう、本株式併合の割合を決定する予定です。

また、本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数の1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)の皆様が保有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記各手続については、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者らの株券等所有割合及び公開買付者ら以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、本公開買付けの成立後

に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全て（但し、公開買付者らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者らは、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日付で、本共同買付契約を締結いたしました。本共同買付契約では、①公開買付者らが共同して本公開買付けを実施すること、②公開買付者らが、本取引を通じて、対象者に対する三菱化学の議決権保有比率を 95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を 5%とすることを企図しており、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が 5%になるまでの数 (4,869,846 株) の対象者株式については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行うこと、③本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施すること、④本取引に関して発生する手数料その他の費用は、別途、公開買付者らが協議のうえ定める比率でそれぞれが負担すること、⑤本共同買付契約に定めのない事項及び本共同買付契約の条項又は内容の解釈に関して疑義が生じた場合には、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパは誠意をもって協議し、これを解決するよう努力することが合意されています。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	日本合成化学工業株式会社																				
② 所 在 地	大阪市北区小松原町2番4号																				
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 木村 勝美																				
④ 事 業 内 容	機能性樹脂、機能性フィルム、情報電子材料、医薬原薬・中間体、ファインケミカル製品、工業薬品等の製造・加工・販売																				
⑤ 資 本 金	17,989 百万円 (2016 年 3 月 31 日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	1927 年 3 月 30 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (2016 年 3 月 31 日現在)	<table border="1"> <tr> <td>三菱化学株式会社</td> <td>50.98%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td> <td>6.19%</td> </tr> <tr> <td>NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO (常任代理人 香港上海銀行)</td> <td>2.28%</td> </tr> <tr> <td>RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行)</td> <td>1.47%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行)</td> <td>1.20%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほ銀行</td> <td>1.17%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> <td>1.13%</td> </tr> <tr> <td>丸紅株式会社</td> <td>1.01%</td> </tr> <tr> <td>ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌ ブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>1.00%</td> </tr> </table>	三菱化学株式会社	50.98%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6.19%	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO (常任代理人 香港上海銀行)	2.28%	RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行)	1.47%	ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行)	1.20%	株式会社みずほ銀行	1.17%	ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.14%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.13%	丸紅株式会社	1.01%	ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌ ブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.00%
三菱化学株式会社	50.98%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6.19%																				
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO (常任代理人 香港上海銀行)	2.28%																				
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行)	1.47%																				
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行)	1.20%																				
株式会社みずほ銀行	1.17%																				
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.14%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.13%																				
丸紅株式会社	1.01%																				
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌ ブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.00%																				
⑧ 公開買付者らと対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>三菱化学は、対象者株式 50,154,159 株 (所有割合 51.49%) を保有しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>三菱化学の取締役1名が対象者の取締役を兼務しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>三菱化学と対象者との間には、三菱化学による対象者に対する原料品の販売に関する取引があります。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>対象者は、三菱化学の連結子会社であり、三菱化学の関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	三菱化学は、対象者株式 50,154,159 株 (所有割合 51.49%) を保有しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には資本関係はありません。	人 的 関 係	三菱化学の取締役1名が対象者の取締役を兼務しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には人的関係はありません。	取 引 関 係	三菱化学と対象者との間には、三菱化学による対象者に対する原料品の販売に関する取引があります。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、三菱化学の連結子会社であり、三菱化学の関連当事者に該当します。												
資 本 関 係	三菱化学は、対象者株式 50,154,159 株 (所有割合 51.49%) を保有しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には資本関係はありません。																				
人 的 関 係	三菱化学の取締役1名が対象者の取締役を兼務しております。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には人的関係はありません。																				
取 引 関 係	三菱化学と対象者との間には、三菱化学による対象者に対する原料品の販売に関する取引があります。なお、三菱化学ヨーロッパと対象者との間には取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、三菱化学の連結子会社であり、三菱化学の関連当事者に該当します。																				

(注) 「大株主及び持株比率 (2016 年 3 月 31 日現在)」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (小数点以下第三位を四捨五入) を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	2016年8月4日(木曜日)
公開買付開始公告予定日	2016年8月8日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出予定日	2016年8月8日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2016年8月8日(月曜日)から2016年9月20日(火曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、910円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(三菱化学による算定の基礎)

三菱化学は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対して、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、三菱化学は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から2016年8月3日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、三菱化学は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。上記各手法において分析された対象者株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	567円から639円
類似企業比較分析	815円から1,163円
DCF分析	718円から1,185円

市場株価分析では、2016年8月3日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日の普通取引終値596円、直近1カ月間(2016年7月4日から2016年8月3日まで)の普通取引終値の単純平均値567円(小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じです。)、直近3カ月間(2016年5月6日から2016年8月3日まで)の普通取引終値の単純平均値596円及び直近6カ月間(2016年2月4日から2016年8月3日まで)の普通取引終値の単純平均値639円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を567円から639円までと分析しております。

類似企業比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を815円から1,163円までと分析しております。

DCF分析では、2017年3月期から2019年3月期までの対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、本取引の実行により得られる効果等の諸要素を考慮した2017年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2020年3月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1

株当たりの価値の範囲を 718 円から 1,185 円までと分析しております（注）。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、三菱化学及び対象者から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者及び対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者及び三菱化学による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、2016年8月3日までの上記情報を反映したものであります。

三菱化学は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、また、三菱化学ヨーロッパとの間で意見交換を行った上で、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の直近6カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、2016年8月4日、取締役会において、本公開買付価格を1株当たり910円と決定いたしました。

（三菱化学ヨーロッパによる算定の基礎）

三菱化学ヨーロッパは、本株式価値算定書を取得している三菱化学の意見を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の直近6カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、2016年8月4日、取締役2名の全員一致によって、本公開買付価格を1株当たり910円と決定いたしました。

（本公開買付価格の市場価格に対するプレミアム）

本公開買付価格である1株当たり910円は、公開買付者らによる本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2016年8月4日の東京証券取引所における対象者株式の普通取引終値606円に対して50.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、過去1カ月間（2016年7月5日から2016年8月4日まで）の普通取引終値の単純平均値571円に対して59.37%、過去3カ月間（2016年5月6日から2016年8月4日まで）の普通取引終値の単純平均値597円に対して52.43%、過去6カ月間（2016年2月5日から2016年8月4日まで）の普通取引終値の単純平均値638円に対して42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

三菱化学は、対象者と日本合成UK及び日本合成ヨーロッパの従来の上関係性に配慮した上で、欧州における日本合成UK、日本合成ヨーロッパ、三菱化学ヨーロッパの単なる兄弟会社同士としての連携を超え、三菱化学ヨーロッパも対象者への資本参加を通じ、株主としての立場で経営に関与する関係を構築することが、当該エリアでのシナジーの具現化、ひいては対象者の企業価値向上に資するとの立場から、三菱化学と三菱化学ヨーロッパによる共同買収の可能性検討について、2015年12月に本件提案を行いました。

なお、かかる公開買付者らによる対象者の共同買収の可能性検討のプロセスとしては、まず、三菱化学から対象者への事前打診があり、本件提案に対する対象者社内での協議の結果、本件提案についてそれぞれの立場から検討していく旨の対象者からの回答を得た上で、2016年2月に三菱化学から三菱化学ヨーロッパに対して共同買収の打診を行いました。その結果、三菱化学ヨーロッパの応諾を経て、共同買収の協議及び検討を本格的に進めるに至りました。

その後、公開買付者らは、対象者の了解を得て、2016年4月中旬より、公開買付者らによる対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施した上で（なお、当該デュー・ディリジェンスは2016年6月

上旬に終了しております。)、公開買付者ら及び対象者は、本件提案の実行に係る日程及び具体的な手法等に関して継続的な検討・協議を重ねてまいりました。そして、公開買付者らは、2016年6月下旬に対象者に対して本取引に係る提案を改めて行い、本公開買付価格についても協議・交渉を続けてまいりました。また、2016年7月上旬より、後記「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(iii) 対象者における第三者委員会の設置」に記載のとおり設置された対象者の第三者委員会に対して、本取引の目的、本取引後の経営方針等について説明を行ってまいりました。

以上の協議・交渉を進める一方で、公開買付者ら及び対象者は、本取引の目的と意義、基本方針を相互に確認した上で、三菱ケミカルホールディングスグループ全体も含めたそれぞれの事業の拡大と成長に資するシナジーを追求すべく、将来企業価値の向上に向けた議論を重ねました。その結果、公開買付者ら及び対象者は、本取引は、公開買付者ら及び対象者を含む、三菱ケミカルホールディングスグループの更なる企業価値向上に資するとの判断に至りました。

こうした検討を経て、公開買付者らは、それぞれにとって、本取引に経済合理性が認められることを個別に判断した上で、本日付で、本共同買付契約を締結し、本共同買付契約に基づき、本取引の一環として、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパが共同して本公開買付けを実施することを決定いたしました。具体的には、三菱化学は取締役会において、三菱化学ヨーロッパは取締役2名の全員一致によって、2016年8月4日に本取引を承認した上で、本日、公開買付者らの完全親会社である三菱ケミカルホールディングスの経営会議にて承認を得ています。また、公開買付者らは、それぞれ以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(三菱化学による買付価格の決定に至る経緯)

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

三菱化学は、本公開買付価格を決定するにあたり、三菱U F J モルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました。

(ii) 当該意見の概要

三菱U F J モルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF 分析の各手法を用いて対象者株式の株式価値分析を行い、三菱化学は三菱U F J モルガン・スタンレー証券から2016年8月3日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、三菱化学は、本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	567円から639円
類似企業比較分析	815円から1,163円
DCF分析	718円から1,185円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

三菱化学は、三菱U F J モルガン・スタンレー証券から取得した本株式価値算定書記載の内容・分析結果を踏まえつつ、また、三菱化学ヨーロッパとの間で意見交換を行った上で、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の直近6カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、2016年8月4日、取締役会において本公開買付価格を1株当たり910円とすることを決定いたしました。

(三菱化学ヨーロッパによる買付価格の決定に至る経緯)

三菱化学ヨーロッパは、本株式価値算定書を取得している三菱化学の意見を踏まえつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び対象者

株式の直近6カ月間の市場株価動向等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、2016年8月4日、取締役2名の全員一致によって、本公開買付価格を1株当たり910円と決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者ら及び対象者は、対象者が本日現在において三菱化学の連結子会社であり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者らとしては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者ら及び対象者において以下(i)乃至(vi)の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(i) 三菱化学における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三菱化学は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、本株式価値算定書を取得しております。本株式価値算定書の概要については、前記「①算定の基礎」をご参照ください。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、対象者及び公開買付者らから独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2016年8月4日付で、みずほ証券より当該算定結果に対する株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです(注)。みずほ証券は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

みずほ証券は市場株価基準法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行い、上記各手法を用いて算定された対象者株式1株あたりの価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価基準法 : 571円~638円
DCF法 : 780円~953円

市場株価基準法では、基準日を対象者株式価値算定書作成日である2016年8月4日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値606円、直近1カ月間の終値単純平均値571円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)、直近3カ月間の終値単純平均値597円及び直近6カ月間の終値単純平均値638円を基に、対象者株式の1株あたりの価値の範囲を571円から638円までと算定しているとのことです。

DCF法では、2016年3月末を基準日として、2017年3月期から2019年3月期までの3期分を対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株あたりの価値の範囲を780円から953円までと算定しているとのことです。なお、割引率は6.50%から7.00%を採用しており、また継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用し、永久成長率は0.25%から0.25%として算定しているとのことです。

みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく連結財務予測（日本基準）は以下のとおりとのことです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していないとのことです。

（単位：百万円）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	104,000	114,866	119,721
営業利益	12,900	13,097	13,836
EBITDA	22,700	25,709	28,124
フリー・キャッシュ・フロー	5,870	121	1,920

（注）みずほ証券は、対象者への対象者株式価値算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、みずほ証券は、対象者の財務予測について、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提として、対象者の了承の下、対象者株式価値算定書日付現在における金融、経済情勢に照らして一定の修正を加えているとのことです。対象者株式価値算定書は、対象者株式価値算定書日付現在存在し、評価できる財務、経済、市場その他の状況を前提としており、かつ、かかる日付現在みずほ証券が入手している情報に依拠しているとのことです。したがって、対象者株式価値算定書日付以降に対象者株式価値算定書における検討の前提とした事実に変更若しくは影響が発生した場合等において、対象者株式価値算定書における価値評価に影響を受ける可能性があります。みずほ証券は対象者株式価値算定書を変更、更新、補足又は再確認する責任を負わないとのことです。

（iii）対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2016年7月1日、対象者及び公開買付者らの取締役会から独立性が高い、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている、対象者社外取締役の熊谷均氏（公認会計士・税理士、トラスティーズ FAS 株式会社代表取締役）及び対象者社外監査役の吉野孝義氏（弁護士）、並びに外部有識者である鯉沼希朱氏（弁護士、あさひ法律事務所パートナー）から構成される第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(i)本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かを踏まえた本取引の目的の正当性・合理性、(ii)本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）の公正性・妥当性、及び(iii)本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性（以下、(i)乃至(iii)を「本諮問事項に係る前提事項」と総称します。）の観点から、①本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではないかに関する意見、並びに②対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非に関する検討を行うこと（以下、①及び②を「本諮問事項」と総称します。）を諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

第三者委員会は、2016年7月5日から8月5日までの間に合計5回開催され、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行ったとのことです。具体的には、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、本件提案に係る本公開買付けの諸

条件、二段階目の買収の内容、その他の本取引の概要及び対象者と公開買付者らとの間の本公開買付価格に係る交渉状況について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、対象者に対して2度にわたり質問事項を送付し、対象者から、対象者の事業計画及び事業環境、本取引の対象者事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。さらに、三菱化学に対して3度にわたり質問事項を送付し、三菱化学及び三菱化学のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、公開買付者らの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景、本取引後の経営方針、本件提案に係る本公開買付けの諸条件（本公開買付価格を含みます。）、本取引のストラクチャーに関する懸念事項の存否等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。加えて、第三者算定機関であるみずほ証券から、みずほ証券による対象者株式価値の算定結果の内容、本公開買付価格に対する第三者算定機関としての考え方に関する説明を受けるとともに、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

第三者委員会は、上記の各調査、協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項について慎重に協議・検討を行った結果、まず、本諮問事項に係る前提事項について、(i)本公開買付けの背景及び理由並びに公開買付者らが共同して本公開買付けを実施するに至った経緯について、その内容には特段不自然・不合理な点はなく、特に第三の柱の構築、新製品開発及び欧州での事業拡大について、三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携を強めるとともに、三菱ケミカルホールディングスグループの完全子会社として、中長期的な計画の下に積極的な設備投資・研究開発を行っていくことが対象者の企業価値向上に資すると考えることには相当の合理性が認められ、さらに、本取引により発生が見込まれるシナジーについても、期待されるシナジー効果としてその内容に特段不自然・不合理な点はなく、本取引の実施及びその後の公開買付者ら及び対象者の連携によって達成が期待されるものであると認められることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であると判断し、(ii)(a)本公開買付価格は、みずほ証券による対象者株式の価値算定結果のレンジとの比較においても、また、答申書の日付の前営業日である2016年8月4日の東京証券取引所における対象者株式の終値606円、過去1カ月間の普通取引終値の単純平均値571円、過去3カ月間の普通取引終値の単純平均値597円、過去6カ月間の普通取引終値の単純平均値638円に対する本公開買付価格の各プレミアムと、他の同種事例（親会社による完全子会社化事例）におけるプレミアムとの比較においても、概ね対象者の株主にとって不利なものではないと考えられ、加えて、本公開買付価格は、対象者と公開買付者らとの間の再三にわたる協議・交渉の結果として提案された価格であり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上での真摯な交渉によって決定された価格であると評価できることから、本公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、(b)本公開買付価格と実質的に同額となることが予定されている二段階目の買収における対価も公正かつ妥当なものと考えられ、(c)価格以外の取引条件についても公正かつ妥当なものと考えられることから、本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価を含む。）は公正かつ妥当であると判断し、(iii)本取引の協議、検討及び交渉は、情報遮断措置を講じた上で、本取引に特別な利害関係を有する取締役が一切これらに関与することなく行われ、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であると判断したとのことです。そして、第三者委員会は、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではなく、②上記(i)乃至(iii)の観点から、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、相当であると判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、本日、対象者取締役会に対し、本諮問事項に係る前提事項及び本諮問事項につき、(i)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的であること、(ii)本取引の取引条件（本公開買付けの買付価格及び本公開買付け後に予

定されている二段階目の買収における対価を含む。)は公正かつ妥当であること、(iii)本公開買付けを含む本取引に係る手続は公正であること、①上記(i)乃至(iii)の観点から、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないこと、②上記(i)乃至(iii)の観点から、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であることを、それぞれ委員全員一致の意見で答申し、それらを内容とする答申書(以下「本答申書」といいます。)を提出したとのことです。

(iv) 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けたとのことです。

なお、西村あさひ法律事務所は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有していないとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、第三者委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、公開買付者らと一層の連携強化を図り、諸施策を実施することで、対象者の中期経営計画「NICHIGO 20」の目標達成に加えて、三菱化学ヨーロッパとの連携による欧州エリアでの競争力強化、事業運営の効率化、拡販及び営業力強化が可能であるとの判断に至ったとのことです。また、対象者は、公開買付者らより本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉の申し入れを受け、公開買付者らとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉を複数回行いました。

以上の検討及び交渉を踏まえ、対象者取締役会は、本取引により三菱化学が(間接保有を含む)対象者の完全親会社となり、また、三菱化学ヨーロッパが対象者の5%株主となることで、海外事業展開における一層の競争力強化を図っていくこと、また、三菱化学グループ及び三菱ケミカルホールディングスグループ各社との連携によるシナジー追求を最大限活用することができ、本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとの結論に至ったとのことです。

また、対象者取締役会は、本公開買付価格が、(i)前記「(ii)対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のみずほ証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法の算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付けの公表日の前営業日である2016年8月4日の東京証券取引所における対象者株式の終値606円に対して50.17%、直近1カ月間の終値単純平均値571円に対して59.37%、直近3カ月間の終値単純平均値597円に対して52.43%、直近6カ月間の終値単純平均値638円に対して42.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、過去の同種案件(親会社による完全子会社化案件)との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv)本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、対象者と公開買付者らの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却

の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、本日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役である和賀昌之氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役である和賀昌之氏は、三菱化学の取締役を兼務しており、本取引に関して対象者と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加していないとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(vi) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い、30 営業日に設定しております。公開買付者らは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しております。

また、対象者は、公開買付者らとの間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

③ 算定機関との関係

三菱化学のファイナンシャル・アドバイザー（算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
47,242,749 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数（47,242,749 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第 134 期第 1 四半期報告書に記載された 2016 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（98,369,186 株）から、三菱化学所有株式の数（50,154,159 株）及び対象者平成 29 年 3 月期第 1 四半期決算短信に記載された 2016 年 6 月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（972,278 株）を控除した株式数（47,242,749 株）になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付者らは、本取引を通じて、対象者に対する三菱化学の議決権保有比率を 95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を 5% とすることを想定しており、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が 5% になるまでの数（4,869,846 株）の対象者株式については、全て三菱化学ヨーロッパ

が買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	47,242 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	97,396 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数	97,210 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第134期第1四半期報告書に記載された2016年3月31日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第134期第1四半期報告書に記載された2016年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(98,369,186株)から、対象者平成29年3月期第1四半期決算短信に記載された2016年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(972,278株)を控除した株式数(97,396,908株)に係る議決権の数である97,396個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 42,990,901,590 円

(注) 買付代金は、買付予定数(47,242,749株)に本公開買付価格(1株当たり910円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
 カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

- ② 決済の開始日
 2016年9月28日(水曜日)

- ③ 決済の方法及び場所
 公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。
 買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合)

合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者らが当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<http://kabu.com/>)の「株式公開買付(TOB)」(<http://kabu.com/item/tob/>)に記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者らは応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者らは、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者らが公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2016年8月8日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる連結業績予想への影響については、三菱ケミカルホールディングスが本日公表した「当社連結子会社による日本合成化学工業株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者らと対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(v) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2016年5月10日に公表した2017年3月期の配当予想を修正し、2017年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、対象者公表の2016年8月5日付「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上